

裁判所提出期限：終了したときから2か月以内

大分家庭裁判所後見係

補助人の職務の終了について

(補助が終了したときにしなければならないこと)

- 1 ご本人が亡くなったときには補助が終了しますので、全ての相続人に対して、ご本人の死亡により補助が終了したことを通知してください。また補助人が財産の管理を行う代理権を付与されている場合には、補助人がそれまで管理していたご本人の財産内容も通知し、相続人の代表者へご本人の財産を引き継いでください。
- 2 ご本人が亡くなられたときは、ご本人の補助開始について記録している成年後見登記の終了の登記を申請してください。登記の申請の宛先や必要書類、費用については最寄りの法務局か東京法務局後見登録課（電話03-5213-1360）にお問い合わせください。
- 3 その他、補助事務終了（相続財産引継）報告書を裁判所に提出してください。上記提出期限に遅れそうなときは、後見係までご連絡ください。
- 4 提出されれば、補助人としての職務は終了します。なお、特に問題等があるときは、後日ご連絡させていただきます。
- 5 上記終了報告書提出の際にご本人が死亡したことがわかる書類（死亡診断書の写し又は除籍謄本）についても提出をお願いします。